

大宝地区地区計画による建築物等に関する制限早見表

地区の細区分		低層住宅地区	住宅利便施設地区	文教施設地区		
		約69.2ha	約2.6ha	約1.8ha		
基本となる規制	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	
	容積率 建ぺい率 高さ制限 外壁後退距離	100%以下 50%以下 10m以下 1.0m以上	200%以下 60%以下 —————	100%以下 50%以下 10m以下 1.0m以上	200%以下 60%以下 —————	
	高度地区	第一種高度	第二種高度	第一種高度	第二種高度	
地区整備計画	建築物等に	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 3戸以上の長屋住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 学校（幼稚園は除く。） 4. 公衆浴場	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 寄宿舎又は下宿 2. 学校 3. 公衆浴場 4. 事務所、店舗その他これらに類する用途で、その用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの 5. 床面積の合計が500㎡を超える倉庫 6. 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、保育所、図書館その他これらに類するもの 2. 前号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5の各号に掲げるものを除く。）		
	関する	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡（ただし、2戸建の長屋住宅については240㎡）	—————	—————	
	事項	建築物の高さの最高限度	—————	12m	—————	
	画	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩は、良好な住環境に調和した落ちついた色合いのものとし、広告物、看板等についても周辺の住環境を損なわないものとする。			
		備考	大宝地区地区計画の決定 平成9年8月6日			